

法人を設立したら知って おきたい税金の話

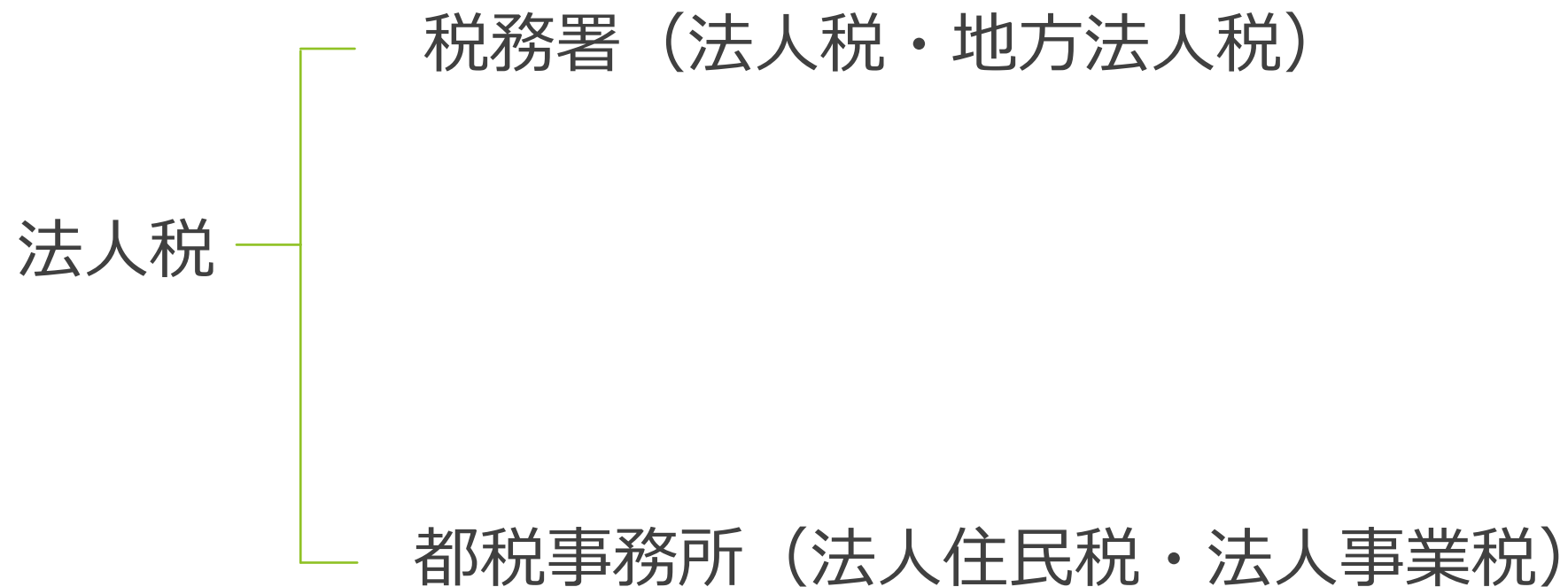
税理士 池田理世

法人に関わる代表的な税金

- I. 法人税
- II. 消費税
- III. 固定資産税・償却資産税
- IV. 印紙税
- V. 源泉所得税

I . 法人税

I. 法人税



I. 法人税

1. 税務署に手続きするもの

①法人税とは「利益（所得）」に対してかかる税金

所得金額（税引後当期純利益に一定の調整）×税率（※）＝法人税

（※）税率

一定の中小法人

- ▶ 年800万円×15%
- ▶ 年800万円超の部分×23.2%

②地方法人税

法人税の額×10.2%＝地方法人税

I . 法人税

③確定申告書の提出先
所轄の税務署

④確定申告期限

原則：事業年度終了の日の翌日から2か月以内

⑤納付期限

事業年度終了の日の翌日から2か月以内

I. 法人税

2. 都税事務所に手続きするもの

①法人住民税

a) 法人税の額×7% (※) = 法人住民税

(※) 一定の場合は10.4%

b) 均等割 (最低7万円)

a) + b) = 法人住民税

I . 法人税

②法人事業税

a) 所得金額×税率 (※) = 法人事業税

(※) 最低3.5%

b) 特別法人事業税

一定の事業税の額×37%

I . 法人税

③確定申告書の提出先
所轄の都税事務所

④確定申告期限

原則：事業年度終了の日の翌日から2か月以内

⑤納付期限

事業年度終了の日の翌日から2か月以内

II. 消費稅

Ⅱ．消費税

☆消費者が負担し、事業者が納付する税金☆

【消費税を納付することとなる場合】

法人は前々事業年度（※）の課税売上高が1,000万円を超えた場合

（※）前々事業年度が1年未満の場合は、一定の計算方法で課税売上高を計算します。

その他一定の場合に消費税を納付することになります。

Ⅱ．消費税

【消費税率】

標準税率：10%

軽減税率：8%

〈軽減税率（8%）の対象〉

飲食料品・一定の新聞

Ⅱ．消費税

2．確定申告書の提出先
所轄の税務署

3．確定申告期限

原則：事業年度終了の日の翌日から2か月以内

4．納付期限

事業年度終了の日の翌日から2か月以内

Ⅲ. 固定資産税・償却資産税

Ⅲ. 固定資産税・償却資産税

1. 固定資産税

土地や家屋に対してかかる税金

2. 償却資産税

①土地建物以外の事業用資産（減価償却中のもの）に対してかかる税金

②課税標準×1.4% = 償却資産税

③1月31日までに申告書を都税事務所に提出

④6月、9月、12月、2月の4期に分けて納付

Ⅲ. 固定資産税・償却資産税

2. 償却資産税

償却資産とは・・・

パソコン、陳列ケース、看板、機械装置
内装・内部造作など減価償却の対象になる一定の
ものです。

棚卸資産は含まれません。

IV. 印紙税

一定の文書にかかる税金

V. 源泉所得税

給与や一定の報酬から引いて、国に納付する所得税

事業者の税金に関する、ご相談は

練馬ビジネスサポートセンターの
「税理士相談」を、ご利用ください

無料

毎週 金曜日 午後 13時～17時

お申込みは、電話：03-6757-2020

HPはこちら ⇒

